

様式1(主な取組)

活動指標名	跡地利用を推進するための公有地の拡大				H30年度			H30年度 決算見込 額合計	進捗状況	活動概要
実績値	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	実績値(A)	計画値(B)	達成割合 A/B			
	約3.2ha	約2.0ha	約0.9ha	約0.4ha	約0.8ha	—	100.0%	663,326	順調	<p>活動概要</p> <p>普天間飛行場においては、平成33年度末までに約17haの道路用地の取得を目指しており、平成25年度から平成30年度までに、約10.3haの土地を取得した。</p>
活動指標名	—				H30年度					
実績値	—	—	—	—	—	—	—			<p>進捗状況の判定根拠、要因及び取組の効果</p> <p>返還予定の嘉手納飛行場より南の駐留軍用地は、約9割が民有地で公有地が極端に少ない。公共施設用地の確保の遅れが跡地開発事業の遅延につながることから、円滑な跡地利用推進のため公有地の確保が必要である。</p> <p>平成30年度は普天間飛行場用地約0.8haを取得し、目標の約17haに向けた土地取得が順調に推移していることから、跡地開発事業を早期着手し、円滑な跡地利用の推進につなげることができる。</p>
活動指標名	—				H30年度					
実績値	—	—	—	—	—	—	—			
活動指標名	—				H30年度					
実績値	—	—	—	—	—	—	—			
(2)これまでの改善案の反映状況										
平成30年度 of 取組改善案						反映状況				
<p>①地権者や不動産取引に関わる事業者に対し、引き続き、チラシ等による土地取得制度の周知を図るとともに、地権者への戸別訪問を実施し、申出等の促進を図る。</p>						<p>①地権者や不動産取引業に関わる事業者に対するチラシの送付や、不動産取引業関係団体主催の研修会において土地取得制度の周知を実施した。また、普天間飛行場に土地を持つ地権者への戸別訪問を新たに開始した。</p>				



様式1(主な取組)

3 取組の検証(Check)

(1)推進上の留意点(内部要因、外部要因の変化)

○内部要因

・跡地利用推進法に基づく土地取得制度は、地権者からの申出又は届出を受けてから買取りの交渉が始まることから、地権者や不動産取引に関わる事業者に対し、引き続き、土地取得制度の周知を図ることが重要。

○外部環境の変化

—

(2)改善余地の検証(取組の効果の更なる向上の視点)

・地権者からの申出等を促進するには、引き続き、土地取得制度の周知を図るとともに、普天間飛行場の跡地がどのように活用されるか(将来の姿)等をPRし、跡地利用の機運を高める必要がある。



4 取組の改善案(Action)

・地権者や不動産取引に関わる事業者に対するチラシ等による土地取得制度の周知及び地権者への戸別訪問を、引き続き実施し、申出等の促進を図る。

様式1(主な取組)

活動指標名	普天間飛行場跡地利用計画策定等に向けた調査・検討				H30年度			H30年度 決算見込 額合計	進捗状況	活動概要
実績値	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	実績値(A)	計画値(B)	達成割合 A/B			
	5件	4件	3件	3件	3件	—	100.0%	36,539	順調	活動概要 跡地利用計画策定等に向け、以下の3件の取組みを行った。 ・普天間飛行場跡地利用計画策定に向けて、有識者検討会議の開催及び県民、地権者等へ機運醸成を図るための企画展の開催 ・普天間公園(仮称)の国営化への検討 ・嘉手納飛行場より南の駐留軍用地の円滑な跡地利用に向けた調査 進捗状況の判定根拠、要因及び取組の効果 普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けて配置方針図の更新を行うにあたっては、広域的かつ長期的な観点からの土地利用、道路及び鉄軌道などの社会基盤整備計画を踏まえた検討を行い、計画内容の具体化を着実に進めている。 また、普天間飛行場跡地利用について、県民・地権者等の機運の醸成を図るため、イベント・企画展を開催する等、今後の円滑な跡地利用の推進につなげている。
活動指標名	—				H30年度					
実績値										
活動指標名	—				H30年度					
実績値										
(2)これまでの改善案の反映状況										
平成30年度の取組改善案						反映状況				
①国、関係市町村及び県関係部局と連携し、跡地利用計画策定につながる配置方針図の更新に向けて取り組みを進める。 ②跡地利用について、プロモーションビデオ及びホームページの更新等で県民、地権者等へ情報発信し、県民全体の跡地利用に係る機運醸成を図る。 ③返還予定地における自然環境調査及び埋蔵文化財調査については、環境補足協定に関わらず、できるだけ早い段階からの実施等を国に対し引き続き求めていく。						①普天間飛行場の跡地利用については、広域道路や鉄軌道推奨ルート案の検討状況等を踏まえ、跡地利用計画策定につながる配置方針図の更新に向けた取り組みを行った。 ②普天間飛行場の跡地利用について、イベント・企画展の開催や、ホームページの更新等、県民及び地権者等へ情報発信し、県民全体の跡地利用に係る機運醸成を図った。 ③返還予定地における自然環境調査及び文化財調査については、環境補足協定で定められた期日よりさらに早い段階からの実施等を、国に対して要請した。				



様式1(主な取組)

3 取組の検証(Check)

(1)推進上の留意点(内部要因、外部要因の変化)

○内部要因

- ・普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けては、計画内容の具体化を図るため、自然環境調査及び文化財調査の実施や、国、宜野湾市及び県関係部局との連携が重要となる。
- ・周辺地域の開発の動向や、広域的かつ長期的な観点からの土地利用、道路及び鉄軌道などの社会基盤整備計画を踏まえた検討を行い、跡地開発を県土構造の再編につなげる必要がある。

○外部環境の変化

- ・平成27年9月に締結された日米地位協定に係る環境補足協定では、原則、返還前の立入調査が可能となる期日は、返還日の150労働日前を超えない範囲とされている。一方、自然環境調査及び文化財調査はできるだけ早い段階から着手する必要がある。

(2)改善余地の検証(取組の効果の更なる向上の視点)

- ・普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けて配置方針図の更新を行うにあたっては、広域的かつ長期的な観点からの土地利用、道路及び鉄軌道などの社会基盤整備計画を踏まえた検討を行う必要がある。これらの検討は、国、関係市町村及び県関係部局と連携して進めることが重要である。
- ・返還予定地における自然環境調査及び文化財調査については、環境補足協定で定められた期日よりさらに早い段階の着手が必要である。

4 取組の改善案(Action)

- ・普天間飛行場跡地利用計画策定に向け、引き続き関係機関と連携しながら、配置方針図の更新等計画内容の具体化に向けた取組みを進める。
- ・普天間飛行場をはじめ返還予定地における自然環境調査等については、環境補足協定に関わらず、できるだけ早い段階からの実施等を国に対し引き続き求めていく。